

介護保険住宅改修費等受領委任払の取扱いについて【事業所向け】

【介護保険受領委任払制度の開始について】

平成28年4月1日より、介護保険特定福祉用具購入費及び住宅改修費の支給方法として「償還払」以外に「受領委任払」ができるようになりました。

受領委任払を取り扱う事業所は、事前に市に登録する必要があります。

【受領委任払とは】

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費の支給は、利用者が費用の全額をいったん支払い、その後、市に申請をして9割～7割が支給される「償還払」を原則としています。

これに対して「受領委任払」は、福祉用具の購入や住宅改修を行った際に、利用者は実際に負担する分（1割～3割）のみを事業所に支払い、残りの保険給付分（9割～7割）については、利用者の委任に基づき、市から受領委任払取扱事業所に直接支払うもので、利用者が費用を全額支払うといった一時的な負担を軽減することのできる制度です。

なお、従来どおり「償還払」の利用も可能です。償還払を利用する場合、市への登録は不要です。

《受領委任払取扱事業所の登録について》

受領委任払を取り扱う事業所については、市への登録が必要となりますので、登録を希望する事業所は以下を確認のうえ申請してください。

【登録届出の方法】

次の書類を介護長寿課介護保険グループへ提出してください。

- ・住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録届出書（様式第1号）
- ・住宅改修費等受領委任払に係る取扱誓約書（様式第2号）

後日、住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録通知書（様式第3号）を当該事業所に通知します。登録通知書が事業所に届いた時点から、住宅改修等における受領委任払による手続きが可能となります。

【注意事項】

- ・福祉用具購入と住宅改修の両方を登録する場合は、それぞれ申請してください。
- ・登録事項に変更が生じた場合は「住宅改修等受領委任払登録変更届出書（様式第4号）」を速やかに提出してください。
- ・登録した事業所を廃止・休止・再開・辞退する場合は「住宅改修等受領委任払取扱事業所（廃止・休止・再開・辞退）届出書（様式第5号）」を速やかに提出してください。
- ・利用者から受領委任払を利用したい旨の申し出があった場合は、正当な理由なく拒否することはできません。
- ・市では請求等に際し不正があった場合など、登録の取り消し事由を定めており、これに該当した場合は登録を取り消します。

《利用について》

【利用対象者】

次のすべてに該当するかが利用の対象となります。

- ・要介護または要支援の認定を受けている
- ・介護保険料の滞納による給付制限を受けていない
- ・登録事業所の同意が得られている

【福祉用具購入の支給申請】（過去の給付実績を確認してください）

- ① 福祉用具購入費支給申請書
- ② 介護保険住宅改修費等に係る受領委任払の同意書（様式第7号）
- ③ 購入した福祉用具のパフレット等の写し
- ④ 購入費の全額が分かる明細書
- ⑤ 自己負担分の領収書（原本）

原本返却を希望の場合は、原本とその写しを提出してください。確認後、原本を返却します。

【住宅改修の支給申請】

○事前申請時（過去の給付実績を確認してください）

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 介護保険住宅改修費等に係る受領委任払の同意書（様式第7号）
- ③ 住宅改修が必要な理由書（作成できる者：ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター2級以上資格者）
- ④ 工事費見積書
- ⑤ 平面図（見取図）
- ⑥ 住宅改修前の写真（手すり取付箇所、段差解消箇所等改修箇所ごとに改修前の状態を撮影した写真で、撮影日が入ったもの）
※平面図・写真には、改修予定図を表示してください。
- ⑦ 委任状（被保険者以外の方が代わりに申請する場合）
- ⑧ 住宅改修による承諾書（被保険者と住宅所有者が異なる場合）

○住宅改修の着工

事前申請書類から、介護保険制度で住宅改修を行う妥当性を判断し、着工の可否を連絡します。申請内容により、現地確認があります。

○事後申請時

- ア 住宅改修後の写真（事前申請時の写真と同じ場所から撮影し、手すり取付箇所、段差解消箇所等改修箇所ごとに改修後の状態が分かる写真で、撮影日が入ったもの）
- イ 改修費の全額が分かる明細書
- ウ 自己負担分の領収書（原本）

原本返却を希望の場合は、原本とその写しを提出してください。確認後、原本を返却します。

※事前申請において、申請のなかった工事についての給付は認められません。

※値引き等の理由により事前申請時に提出した②同意書（様式第7号）の金額に変更が生じた場合には、正しい金額のものを再度提出してください。

※領収日時点の負担割合が適用されます。

※工事完了後、保険給付分の改修費に10分の1～10分の3を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を自己負担額として利用者から受領してください。詳しい計算方法は、**《介護保険対象分の利用者負担額（1割～3割）の算出に当たっての留意事項》**をご確認ください。

【改修費の支払い】

振込は、領収日翌月の10日までに受け付けた事後申請から数えて2か月後です。

- 例）6月領収日→7月事後申請（10日まで）→国保連にて審査
→9月中旬振込（8月末に事業所と利用者へ通知します）

《介護保険対象分の利用者負担額（1割～3割）の算出に当たっての留意事項》

○1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用の額が133,333円の場合（利用者負担割合1割のかたのケース）
利用者負担額 $133,333 \text{円} \times 1/10 = 13,333.3 \text{円} \approx 13,334 \text{円}$
（1円未満の端数切り上げ）

※福祉用具を複数購入した場合は、用具ごとに算出してから合計してください。

○住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度額内の改修費用の額に10分の1～10分の3を乗じた額と基準額を超える額の合計額を受領してください。

例2：既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行う場合（利用者負担割合1割のかたのケース）

（支給限度基準額内の改修費用残額） $200,000 \text{円} - 133,333 \text{円} = 66,667 \text{円}$ （A）

（支給限度基準額を超える改修費用額） $90,000 \text{円} - 66,667 \text{円} = 23,333 \text{円}$ （B）

利用者負担額（1割～3割） $66,667 \text{円}$ （A） $\times 1/10 = 6,666.7 \text{円} \approx 6,667 \text{円}$ （C）
（1円未満の端数切り上げ）

$23,333 \text{円}$ （B） $+ 6,667 \text{円}$ （C） $= 30,000 \text{円}$ （利用者が実際に支払う金額）

※基準限度額を超える改修費用額（B）は、住宅改修費支給対象とはなりません。

※介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給限度額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収書にはその合計金額である30,000円（B+C）を記載してください。

〔上記例2による領収書の記載例〕

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|
| 領 収 書 | | 平成28年○月×日 |
| 那珂 太郎 様 | | |
| | 金額 <u>¥30,000円</u> | |
| ただし、 <u>トイレ手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事（90,000円）の利用者負担額（介護保険対象額6,667円・対象外工事23,333円）として※</u> | | |
| 上記正に領収しました。 | | |
| | (所在地) | |
| | (事業所・代表者名) | 印 |

※介護保険対象額を超過する場合や、介護保険対象外工事により別途費用徴収する場合は、必ず、ただし書きで内訳が分かるように明記してください。

【問合せ先】

那珂市保健福祉部介護長寿課介護保険グループ
〒319-0192
茨城県那珂市福田1819番地5
電話 029-298-111（内線134・135・136）